平成25年度

ものづくり中小企業連携支援事業 ~ 戦略的基盤技術高度化支援事業 ~

公募要領

【受付期間】: 平成25年4月24日(水)~平成25年6月20日(木)

10:00~12:00、13:30~17:00/月曜~金曜(祝日を除く)

(※17時以降は受付に応じられませんので、ご注意ください。

特に、受付最終日は混雑が予想されますので、時間に余裕をもってお越しください。)

【ご注意】

- ※1 この事業の応募対象となる研究開発は、「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」に基づく認定を受けた研究開発等計画を基本とする事業になります。ただし、平成24年4月12日より前に新規の法認定を受けた研究開発計画は、それ以後に変更認定されていても応募の対象となりません。(詳細は、目次の枠内を参照)
- ※2 この事業への提案にあたっては、事前に「e-Rad(府省共通研究開発管理システム)」へ 「研究機関の登録」及び「研究者の登録」が必要となります。

平成25年4月

経済産業省

目 次

- 0		•	*
^	_	•	
• •			•

1. 制度の目的	1
2. 応募対象者	2
3. 応募対象事業 (1)中小企業要件(2)この事業の研究開発計画 (3)法認定計画との関係 (4)過去に採択された法認定計画	3
4. 委託対象となる経費	4
5. 研究開発期間と研究開発規模	6
6. 応募手続き等の概要 (1)受付期間 (2)提出先(問い合わせ先)等 (3)提出書類 (4)審査方法・基準 (5)審査結果の通知 (6)採択案件の公表 (7)その他応募に関すること	.7
7. 事業者の責務 ····································	-8
8. その他 ···································	.9
【別表1】中小企業・小規模事業者の定義	l 1
【別表2】審査基準 ·············· 1	12
【別表3】平成23年度3次補正予算事業で採択された法認定計画を本事業に応募する場合 … 1	13

【提案様式】

1.	提案様式(様式1~3)	14
2.	提案データ入力票及び役員名簿データ	25
3.	提案書類チェックシート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
4.	提案書類のとりまとめ方法	27
T \neq	& 孝咨判】	30

参考1:e-Rad(府省共通研究開発管理システム)の研究機関及び研究者の事前登録について

参考2:競争的資金の適正な執行に関する指針

参考3:研究活動の不正行為への対応に関する指針

参考4:公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針

参考5:戦略的基盤技術高度化支援事業における労務費の計算に係る実施細則

参考6:「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)

参考7:中小企業技術革新制度(SBIR)

参考8:戦略的基盤技術高度化支援事業の成果に係る事業化支援について

参考9:独立行政法人中小企業基盤整備機構(略称:中小機構)によるサポート

参考10:「中小企業の会計に関する基本要領」及び「中小企業の会計に関する指針」について

参考11:特定ものづくり基盤技術高度化指針

法認定申請(変更認定申請を含む)は、随時受け付けています。この事業に応募するための法認定申請の締切日は、平成25年6月20日(木)(この事業の受付の締切日と同じ)とします。なお、審査の結果、法認定されなかった場合は、この事業の応募に対する採択も行われません。法認定申請を行う場合は、できるだけ早めに担当経済産業局等にご相談ください。 既存の法認定計画であっても、平成24年4月12日より前に新規の認定を受けた法認定計画

既存の法認定計画であっても、平成24年4月12日より前に新規の認定を受けた法認定計画は、応募の対象となりません。変更認定申請ではなく、新規の法認定申請が必要となります。なお、平成23年度3次補正予算事業で採択された計画についてはこの限りではありません。(13ページ【別表3】を参照)

(※平成24年4月12日付で、特定ものづくり基盤技術高度化指針については改正されました (【参考11】参照)。新規に認定を受ける場合は、改正後の特定ものづくり基盤技術高度化指針に沿って計画を策定ください。)

また、既存の法認定計画であっても、この事業に応募する研究開発期間が法認定計画の期間に包含されていない場合、法認定計画の変更認定申請が必要となります。

※法認定申請の詳細については、次のホームページをご参照ください。

http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/portal/03_1ninteisinsei.htm

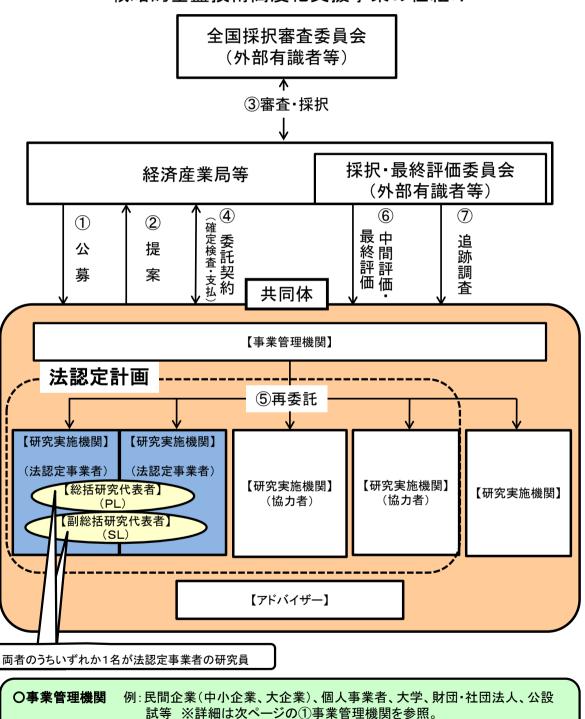
※担当経済産業局等へご相談いただいた際には、必要に応じ、中小企業基盤整備機構に取り次ぎます。詳細は、30ページの「参考9.独立行政法人中小企業基盤整備機構(略称:中小機構)によるサポート」をご参照ください。

1. 制度の目的

この事業は、中小ものづくり高度化法に基づく鋳造、鍛造、切削加工、めっき等の22技術分野の向上につながる研究開発からその試作までの取組を支援することが目的です。

特に、複数のものづくり中小企業・小規模事業者、最終製品製造業者や大学、公設試験研究機関等が連携した研究開発であって、この事業の成果を利用した製品の事業化についての売上見込みやスケジュールが明らかとなっている提案を支援いたします。

戦略的基盤技術高度化支援事業の仕組み



例:同上 ※詳細は次ページの②研究実施機関を参照。

例:川下企業、公設試、大学等 ※詳細は次ページの④アドバイザー参照。

〇研究実施機関 〇アドバイザー

2. 応募対象者

- 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(以下「法」という。)の認定を受けたものづくり中小企業・小規模事業者を含む、下記に記す①~④の事業管理機関、研究実施機関、総括研究代表者、副総括研究代表者、アドバイザーによって構成される共同体とします。 ※共同体の構成員は、日本国内に本社を置いて、かつ、日本国内で研究開発を行っていることが必要です。
 - 小規模事業者:常時使用する従業員の数が、20人以下(卸売業、小売業、サービス業にあっては5人以下)の企業
- O 共同体の構成員には、法認定申請を行い、<u>認定を受けた「申請者」と「共同申請者」(以下「法</u> 認定事業者」)及び協力者を全て含む必要があります。
 - ※ここでいう協力者とは、法施行規則に規定する申請書の別表4に記載する協力者です。

①事業管理機関…(必須)

○ 事業管理機関は、研究開発計画の運営管理、共同体構成員相互の調整を行うとともに、財産 管理(知的財産権を含む)等の事業管理及び研究開発成果の普及等を主体的に行う者です。 また、国との委託契約における受託者として、契約上の責任を有します。

(要 件)

- ▶ 国との委託契約を締結できること。
- ▶ 業務を遂行するに十分な管理能力があり、そのための体制が整備されていること。
- ▶ 当該研究開発を受託できる財政的健全性を有していること。(委託費は原則として精算払であることから再委託先への支払を含めた立替払が可能であること。)

(事業管理機関の例)

民間企業(中小企業、大企業)、個人事業者、大学(独立法人化された大学、私立大学)、財団法人、 社団法人、公設試験研究機関(独立法人化されたものに限る。)、商工会議所、商工会、中小企業団 体中央会、ベンチャーキャピタル等

※特例民法法人が事業管理機関となる場合は、委託契約額の5割以上を他の法人等の第三者に再委託することのないように注意してください(平成12年12月1日閣議決定「行政改革大綱」に基づく。以下「1/2要件」という。)。特例民法法人の移行後(移行期間満了:平成25年11月30日)は、その移行後法人の取扱いに準じます。なお、一般社団・財団法人及び公益社団・財団法人については、1/2要件の適用はありません。

②研究実施機関…(必須)

O 研究実施機関は、研究開発を実施する研究者が所属する民間企業、組合、公益法人、公設 試験研究機関等又は個人事業者です。

③総括研究代表者(Project Leader)・副総括研究代表者(Sub Leader)…(必須)

- O PL·SLは、事業管理機関又は研究実施機関に所属します。 両者のうちいずれか1名は、必ず 法認定事業者の研究員であることとします。
- O PLは、研究開発の計画、実施及び成果管理を総括します。SLは、PLを補佐し、必要に応じてその代理を務めます。

(要 件)

- ➤ 研究開発上の高い見識と管理能力を有し、研究開発計画の企画立案並びに実施及び成果管理 の全てにおいて総括を行うことができる能力を有していること。(PL及びSL)
- ▶ 当該研究開発のために必要かつ十分な時間が確保できること。(PL)
- ▶ 実用化技術開発に高い知見を有すること。(PL)

④アドバイザー…(推奨)

- 川下ニーズを反映した、研究開発の実効性向上、成果の市場適合性向上に助言をする等、 補助的な役割を担う委託費を伴わない協力者になります。
- O 例えば、自主研究実施機関、有識者等研究協力者、大学、公設試験研究機関、川下製造業者等(研究開発の成果を利用する者)となります。

3. 応募対象事業

この事業の応募対象は、法第3条に基づき経済産業大臣が定める「特定ものづくり基盤技術高度化指針」に沿って策定され、新たに法第4条の認定(法第5条の変更認定を含む。)を受けた特定研究開発等計画(以下「法認定計画」という。)を基本とした研究開発等の事業になります。なお、応募対象事業における主な留意事項は、以下のとおりです。

(1)中小企業要件

○ この事業の資金計画は、「中小企業要件」として、「委託対象となる複数年の計画全体」で 中小企業及び小規模事業者が受け取る額(中小企業及び小規模事業者が使用する機器設備額(購入・改造等及びリース・レンタル)も含む。)が、事業管理機関が国から受け取る委託額の「2/3」以上である必要があります(11ページ別表1の図1・図2を参照。また、中小企業の定義などの詳細についても、同表を参照)。なお、この「中小企業要件」は、委託契約期間中、継続して満たす必要があります。

(2)この事業の研究開発計画

- この事業は、試作開発等の事業化につながる取組まで支援対象となります。また、研究開発 計画のうち本質的な部分(研究開発要素がある業務)を外注することはできません。
- 法認定計画の内容がものづくり基盤技術の高度化に関する記載だけであったとしても、この事業の研究開発計画においては、その高度化された技術を製品に結び付ける試作開発等の計画まで明記することが必要です。
- このため、この事業の委託期間の終了後1年以内までに、サンプル出荷等川下製造業者から の評価を受けることが可能な計画であることが必要となります。
- この事業の委託対象は研究開発から試作までですが、この事業の成果について、事業化までの道筋が明確に描けているものが対象となります。売上高(見込み)を具体的に設定するとともに、事業化に向けた体制やスケジュールについて明記し、この事業の委託期間の終了後5年以内を目処に事業化を達成することを目標としてください。

(3)法認定計画との関係

- この事業は、法認定計画を基本とするものであり、法認定事業者及び法認定計画に記載された協力者(以下「認定計画記載者」という。)以外の者についても共同体のメンバーとすることはできますが、認定計画記載者全てが参加する必要があります。
- 平成24年4月12日付で、特定ものづくり基盤技術高度化指針については改正されました。 (【参考11】参照)。新規に認定を受ける場合は、改正後の特定ものづくり基盤技術高度化指 針に沿って計画を策定ください。
- 平成24年4月12日より前に新規の認定を受けた法認定計画は、応募の対象となりません。変更認定申請ではなく、新規の法認定申請が必要となります。ただし、平成23年度3次補正予算事業で採択された計画についてはこの限りではありません。(13ページの【別表3】を参照)
- 平成24年4月12日以降に認定を受けた法認定計画であっても、この事業に応募する研究開発期間が法認定計画の期間に包含されていない場合、法認定計画の変更認定申請が必要となります。

(4)過去に採択された法認定計画

○ 過去にこの事業に採択された法認定計画は、対象とはなりません。ただし、平成23年度3次補正予算事業で「法認定計画の一部」を実施した場合は、当該「法認定計画の一部」以外の部分であれば本事業の対象となります。(平成23年度3次補正予算事業で採択された法認定計画を本事業に応募する場合は、13ページの【別表3】を参照してください。)

4. 委託対象となる経費

委託対象となる経費は、研究の遂行に直接必要な経費及び研究成果のとりまとめに必要な経費とします。具体的には、以下のとおりです。

※委託対象経費の計上にあたっては、その必要性及び金額の妥当性を明確にできるようにしてください。

※なお、ソフトウェアは、原則として事業管理機関にのみ経費計上を認めることとします。

また、委託対象経費の計上にあたって不明な点については、担当経済産業局等にお問い合わせください。

(1)機器設備費

- O 機器設備費は、原則事業管理機関の経費として一括計上するため、再委託先には計上できません。
- 機器設備の設置場所については、中小企業以外の場所に設置しても構いません。また、この 事業にあたり、共同体の構成員全てが、機器設備を使用することができます。
- ソフトウェアについては、研究開発資産と一体で製作等する場合は「①機械装置費」、研究開発資産の価値を高める製作等をする場合は「③保守・改造修理費」、外注により、研究開発資産と一体で製作、改造等を行う場合は「④外注費」として計上ください

①機械装置費

委託業務の遂行に必要な機械装置、その他備品の製作、購入に要した経費。

- ※共同体の構成員(アドバイザーを除く。)及び実質支配下にある会社から調達する場合、利潤を含めることはできません。
- ※対象機器は、原則として、リースが困難な事情(研究開発の過程でノウハウが付着し、知的財産権保護・ 企業の営業秘密の保護の必要性等から使用者本人以外に譲渡・売却することが困難な場合等)又はリースでは著しく不経済となる事情を有する機器に限ります。
- ※なお、購入した機械装置の研究開発終了後における取扱いについては、9ページ「③研究開発終了後の機械装置等の処分について」をご覧ください。
- ※中古品の購入は、価格の妥当性を説明することができないため、原則対象外となります。

②土木・建設工事費

機械装置等の製作・設置に必要な土木工事及びこれらに付帯する電気工事等に要した労務費、 材料費、旅費・交通費、滞在費、消耗品費、光熱水料及びその他の経費。

※機械装置と一体で捉えられるものであって、当該処理がなければ機械装置の動作に著しく弊害が出るもので、定着性を有しない等軽微なものに限ります。設置場所の整備工事や基礎工事を伴う管理棟の建設等は含みません。

③保守・改造修理費

機械装置等の保守(機能の維持管理等)、改造(主として価値を高め、又は耐久性を増す場合)、 修繕(主として現状に回復する場合)を必要とした場合における労務費、材料費、旅費・交通費、 滞在費、消耗品費、光熱水料及びその他の経費。

※自社で既に保有している機械装置については対象外となります。

4外注費

委託業務に必要な機械装置等の加工等の外注に係る経費

(2)労務費

○ 労務費単価は、原則、健保等級ルール(29ページの【参考5】戦略的基盤技術高度化支援事業における労務費の計算に係る実施細則)に基づいて算定することとします。

①研究員費

委託業務に直接従事した研究者等の労務費(原則として本給、賞与、諸手当を含む)。 ※私立大学を除く大学、公設試験研究機関等の職員においては計上できません。

②管理員費

委託業務に直接従事した 事業管理機関の職員の労務費であって、研究員費以外のもの。 ※私立大学を除く大学、公設試験研究機関等が事業管理機関の場合、その職員においては計上できません。

③補助員雇上費

委託業務に直接従事したパート等の補助員労務費であって、研究員費、管理員費以外のもの。

(3)事業費

- ソフトウェアについては、単体で購入する場合は「①消耗品費」、単体で新たに製作する場合は「⑦その他特別費」、単体で新たに製作するもののうち外注による場合は「⑤外注費」として計上ください。
- ③委員会費、④報告書作成費、⑥知的財産権関連経費については、原則事業管理機関の 経費として一括計上するため、再委託先には計上できません。

①消耗品費

委託業務に直接要した資材、部品、消耗品等の製作又は購入に要した経費。

②旅費·交通費

委託業務を遂行するために特に必要とした旅費、滞在費及び交通費であって、事業管理機関 の旅費規程等により算定された経費。

③委員会費

委託業務の遂行に必要な知識、情報、意見等の交換、検討のための委員会開催、運営に要した委員等謝金、委員等旅費、会議費、会議室借上費、消耗品費、資料作成費、その他の経費。

4報告書作成費

成果報告書・研究開発成果等報告書の印刷・製本(電子ファイル作成)に要した経費。 ※委託契約期間に発生する経費に限ります。

⑤外注費

委託業務の遂行に必要な分析等の外注に係る経費。

⑥知的財産権関連経費

研究開発と密接に関連し、研究開発成果の事業化にあたり必要となる特許権等の知的財産権の取得に要する弁理士の手続代行費用や外国特許出願のための翻訳料など知的財産権取得に関連する経費。

- ※今回の研究開発の成果に係る発明等ではないものは、対象になりません。また、委託期間内に出願手続きを完了していない場合は、対象になりません。
- ※知的財産権の取得に要する経費のうち、以下の経費については、対象になりません。
 - ・日本の行政庁に納付される出願手数料等(出願料、審査請求料、特許料等)
 - ・拒絶査定に対する審判請求又は訴訟を行う場合に要する経費
 - ・先行事例調査に関する経費
- ※他の制度により知的財産権の取得について支援を受けている場合は、本費目の計上はできません。

⑦その他特別費

以上の各経費のほか、委託事業の実施にあたって特に直接必要と認められる経費。(例:機械装置等のレンタル・リース代等)

- ※機械装置等のレンタル・リース代は、事業管理機関の経費として一括計上するため、再委託先には計上できません。
- ※計上するにあたっては、担当経済産業局等へ協議してください。
- ※共同体の構成員に所有権が移転されることを前提とする機械装置等のリースは対象外。

(4)一般管理費

委託事業に必要となる経費のうち、他の用途と明確に区分できない経費。

※原則として、上記(1)から(3)に係る経費の合計額に、当該法人等の直近決算における一般管理費率 (直接経費の10%を上限とする。)を乗じて算出するものとします。

(5)再委託費

委託業務の一部について事業管理機関以外の者に再委託するのに要した経費。

- ※算定にあたっては、上記(2)から(4)までに定める項目に準じて行います。
- ※ただし、次の経費については、原則として再委託費として計上を認めません。
- (2) 労務費のうち②管理員費、(3) 事業費のうち③委員会費、④報告書作成費、⑥知的財産権関連経費、

- (7)その他特別費のうち機械装置等のレンタル・リース代
- ※再委託契約上は、後述の消費税及び地方消費税を含めた契約金額となりますが、委託契約においては、 消費税及び地方消費税を除いた経費について計上します。

(6)消費税及び地方消費税

委託契約に要した経費に課税される経費。

※上記(1)から(5)までの項目は、消費税及び地方消費税を除いた額で算定し、その総額に消費税及び 地方消費税の税率を乗じて得た額を計上します。なお、免税業者の場合は、仕入課税額を消費税及び 地方消費税欄に計上します。

5. 研究開発期間と研究開発規模

【一般型】

研究開発期間	2年度又は3年度
研究開発規模	平成25年度(平成26年3月末まで)に行う研究開発に要する費用の合計額
(上限額)	(税込)が、4,500万円以下。
提案要件	2. 応募対象者の要件(P2)に合致すること

【小規模事業者型】

小規模事業者:常時使用する従業員の数が、20人以下(卸売業、小売業、サービス業にあっては5人以下)の企業

研究開発期間	2年度又は3年度
研究開発規模	平成25年度(平成26年3月末まで)に行う研究開発に要する費用の合計額
(上限額)	(税込)が、2,300万円以下。
提案要件	2. 応募対象者の要件(P2)に合致し、かつ
	法認定事業者である小規模事業者を含む共同体であること

採択件数 : 一般型、小規模事業者型合わせて、120件程度(予定)

- 同一の法認定計画で一般型、小規模事業者型を同時に申請することはできません。
- 上限額の対象となる金額は、応募をする時点で、応募者において必要であると想定している 経費の合計額としますので、実際の契約金額とは異なります。
- また、採択件数は、公募開始時点での想定となっておりますので、予告無く変更されることがあります。
- この事業における委託契約の2年度目以降は、原則として次のとおりです。

年度	研究開発費			
2年度目	初年度の契約額の2/3以内			
3年度目	初年度の契約額の半額以内			

○ この事業に応募する研究開発期間は、次のとおり法認定計画の期間に包含されている必要があります。

研究開発期間	法認定計画の計画実施期間の終期
2年度の場合	平成27年3月31日以降であること
3年度の場合	平成28年3月31日以降であること

○ 平成23年度3次補正予算事業で「法認定計画の一部を実施」した場合において、本事業で「法認定計画の一部以外を実施」する場合は、研究開発期間は、単年度又は2年度とし、平成25年度(平成26年3月末まで)に行う研究開発に要する費用の合計額(税込)が、3,000万円以下とします。※2年度の場合、平成26年度は平成25年度の契約額の3/4以内とします。

6. 応募手続き等の概要

(1)受付期間

期間: 平成25年4月24日(水)~平成25年6月20日(木)

時間:10:00~12:00、13:30~17:00/月曜~金曜(祝日を除く。)

(2)提出先(問い合わせ先)等

- 提出先は、主たる研究実施場所を担当する経済産業局等の担当課(裏表紙ご記載となります。
- 提出は、郵送等(締切日必着)又は持参とし、FAX及び電子メールによる提出は受け付けられません。
- O 17時以降は受付に応じられませんので、ご注意ください。特に受付最終日は混雑が予想されますので、時間に余裕をもってお越しください。

<u>(3)提出書類</u>

- 提出書類は、本公募要領による提案様式を必ずご使用ください。提案様式は「中小企業庁 HPのトップページ(http://www.chusho.meti.go.jp)」の「公募・情報公開」の「補助金等公募 案 内」に掲載されています。提案書は、片面印刷(A4版)したものと27ページで指定する書類の電子媒体を格納したCD-R(DVD-R)で提出してください。当該電子媒体は審査に使用しますので確実に所定のファイルをCD-R(DVD-R)に格納した上で提出してください。
- 通しページ(【様式1】から1ページ)を提案書下中央に必ず打ち込んでください。
- 書類の提出は、事業管理機関が行ってください。提出書類は、26ページの【提案書類チェックシート】に定めるとおりです。<u>提出書類に不備がある場合、審査対象とならないことがあるため、</u>ご注意ください。
- 提出いただいた書類は、返却いたしかねますのであらかじめ御了承ください。

(4)審査方法・基準

- 担当経済産業局等及び中小企業庁に設置する外部有識者等の採択審査委員会において、 12ページの【別表2】で定める審査基準に基づいて審査を行います。
- 採択審査委員会は非公開で行われます。また、必要に応じてヒアリングを行います。

(5)審査結果の通知

- 採択案件(委託契約予定者)の決定後、提案者全員に対して、速やかに採択・不採択の結果 を担当経済産業局等から事業管理機関に通知します。
- 採択決定通知書の送付後に委託契約予定者に対して、契約の意思確認を行います。

(6)採択案件の公表

- 採択案件の公表に際しては、計画名、事業概要、事業管理機関及び法認定事業者等をホームページ等で公表します。
- 公表時期は平成25年7月下旬頃を予定しています。

(7)その他応募に関すること

- この事業の提案に際して e-Rad への「研究機関」及び「研究者」の登録が必須となります(29ページの【参考1】「e-Rad(府省共通研究開発管理システム)の研究機関及び研究者の事前登録について」を参照)。
- 29ページの【参考2】「競争的資金の適正な執行に関する指針」に基づき、不合理な重複及び 過度な集中を排除しますのでご留意ください。
- 具体的には同一企業が類似内容でこの事業以外の国の委託事業や補助事業等に併願している場合等には、重複して採択しないこととされています。
- 経済産業省その他の省庁、独立行政法人等による研究開発事業において、実施済み又は実施中のものについては、本提案内容と類似した研究開発内容と思われる又はその恐れがあるものについては、【別紙】類似計画等状況説明書を作成し、それぞれの相違点について説明してください。

提案後に類似計画等が発覚した場合には、採択や委託契約等を取り消す場合があります。

7. 事業者の責務

(1)研究開発成果に関すること

①研究開発成果の帰属

- 委託研究を実施することにより特許権等の知的財産権が発生した場合、その知的財産権の帰属先は、以下の(ア)から(エ)までの4条件を遵守していただくことを条件に、原則として実施者「共同体の構成員(アドバイザーを除く)」となります。
 - ※ただし、委託事業終了時に提出していただく成果報告書や研究開発成果等報告書等の納入物の著作権については、国が実施する権利及び国が第三者へ実施を許諾する権利を、国に許諾していただきます。
- 共同体内での知的財産権の帰属先について、共同体内の再委託契約において定めておく必要があります。詳細については、担当経済産業局等にお問い合わせください。
 - (ア)知的財産権に関して出願・申請の手続きを行った場合、遅滞なく国に報告すること。
 - (イ)国が公共の利益のために、特に必要があるとして要請する場合、国に対し、当該知的財産権を無償で利用する権利を許諾すること。
 - (ウ)相当期間活用しておらず、かつ正当な理由がない場合に、国が特に必要があるとして要請するとき、第三者への実施許諾を行うこと。
 - (エ)特許権等の移転、専用実施権の設定若しくは移転の承諾をしようとするときは、あらかじめ国の承認を受けること。

②研究開発成果の活用

○ この事業の目的にかんがみ、研究成果については、日本国内での活用を優先してください。 ※日本国内で製造等を行い国外に輸出する場合は、上記の「日本国内での活用」に含みます。

③研究開発成果の公開

○ 国は、研究開発成果等報告書等をホームページその他の方法で公表し、積極的な普及活動 に努めますので、ご協力ください。

④成果普及への協力

- 国が開催する成果発表会等へ積極的にご参加・ご協力ください。
- 研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動に積極的にご協力ください(詳細は29ページの【参考6】「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)を参照のこと)。

(2)委託費により取得した機械装置等に関すること

①所有権

- 事業管理機関が委託契約に基づき取得した機械装置等については、実施上、事業管理機関 が購入する態様としていますが、国の負担により購入されるものであり、当該機械装置等の購 入に係る委託事業の終了後には、国の所有するものとなります。
- 事業管理機関が公益法人等(一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、特例民法法人、学校法人、NPO法人等)であり、研究開発終了後においても一定の要件で当該研究開発を引き続き行う場合は、機械装置等の無償貸付けを受けることが可能です。また、その他共同体の構成員も、公益法人等からの転貸により無償貸付けを受けることが可能です。

※事業管理機関が民間企業等の場合、無償貸付けを受けることができません。

○ 特別の法律により設置された法人(独立行政法人、国立大学法人等)が試験研究等の用に供する場合も、機械装置等の無償貸付けを受けることが可能です。また、その他共同体の構成員も、当該法人が行う事業の範囲内で共同利用することが可能な場合もあります。

②管理主体

○ 機械装置等の管理は、原則として事業管理機関があたり、購入、維持等の管理行為を行うものとします。ただし、特に必要な場合には、国の了解のもとに、研究実施機関が管理の一部を行うことができます。

③研究開発終了後の機械装置等の処分について

- 研究開発終了後の国所有の機器装置等の取扱については、適切な価格で原則買い取りをしていただきます。ただし、公募により当該機械装置等の需要を確認した結果、複数の者から買取りの需要があった場合は、一般競争入札等による売払いとなります。
- なお、研究開発の過程でノウハウが付着し、知的財産権保護・企業の営業秘密の保護の必要性等から使用者本人以外に譲渡・売却することが困難となるような機器については、研究機器の有効活用にあたり、適切な買い取り方法を用意しています。

(3)中間評価、最終評価に関すること

①中間評価

- 委託契約は、単年度ごとに行い、年度の後半に担当経済産業局等において外部有識者等で 構成される中間評価委員会で実施状況等の中間評価を行います。
- 評価の結果によっては、次年度以降の計画変更が生じる場合又は研究開発の縮小・中止となる場合もありますのでご留意ください。

②最終評価

○ 研究開発終了時には、特定研究開発等計画の目標の達成度、事業化の進捗度等に対し、外部有識者等が評価・アドバイスを行うことにより、本研究開発で得られた成果の事業化に資することを目的として、担当経済産業局等において外部有識者等で構成される最終評価委員会で最終評価を行うこととします。

(4)事業終了後の補完研究、追跡調査に関すること

①補完研究

○ 事業管理機関及び共同体の構成員は、研究開発期間終了時点で、事業化に至らなかった場合、引き続き事業化に向けて補完研究を継続して実施していただきます。その進捗については、別途、担当経済産業局等に報告していただくことになります。

②追跡調査

- 追跡調査として、研究開発終了後の翌年度から起算して5ヵ年度(知的財産権に係る調査に関しては、10ヵ年度)は、その後の事業化の進捗状況や技術開発成果の波及効果、特許等の出願・実施許諾等の状況などについて所定の様式により、事業管理機関から報告することが必要となります。
- O また、必要に応じて国が行うこの事業に関する調査については、最大限の協力を行っていた だきますので、予めご了承ください。

8. その他

(1)委託契約

- 採択決定後、委託契約業務処理説明会を開催し、契約条件の協議が整い次第、速やかに契約を締結する予定です。なお、実際の契約の際の契約金額は、必ずしも提案金額とは一致するものではありません。
- 委託金の支払については、原則として、期限までに実績報告書の提出を受け、委託金額の確定後の精算払いとなります(それまでの間は事業管理機関の立替払となります。)。
- 委託研究の実施期間の終了日までに成果報告書を国に提出していただきます。

(2)中間検査、確定検査等

- 委託契約期間中又は契約期間後において、委託金額の適切な確定にあたり、担当経済産業 局等が中間検査及び確定検査を実施します。
- 原則として、委託対象経費や帳簿類の確認ができない場合については、当該経費は委託対 象外となります。また、委託契約期間終了後、会計検査院が実地検査に入ることがあります。

(3)不正行為、不正使用等への対応

- 研究上の不正行為、不正使用等については、29ページの【参考3】「研究活動の不正行為への対応に関する指針」及び【参考4】「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」に沿って対応します。
- 採択後・委託契約後であっても、虚偽の申請であった場合や、上記指針等に照らして不正があった場合などは、採択や委託契約を取り消す場合があります。

(4)経理処理

O 中小企業は、「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」に 拠った信頼性のある計算書類等の作成及び活用に努めてください。(30ページの【参考10】 参照)

(5)個人情報の取扱い

- 応募に関連して提供された個人情報については、下記各項目の目的にのみ利用します。 (ただし、法令等により提供を求められた場合及び(6)提出書類の情報共有の場合を 除きます。)
 - 審査及び審査に関係する事務連絡、通知等
 - 採択された場合は、契約等の事務連絡、説明会の開催案内等に必要な連絡
 - 本事業に関連した成果報告会、フォローアップ調査、アンケート調査等の連絡

(6)提出書類の情報共有

- 提出書類の情報については、都道府県等の公的関係機関に対して提案書類の写しを送付し、 意見照会を行うことがあります。
- 公共事業等からの暴力団排除の推進を図るため、警視庁又は道府県警察本部に対して照会 を行います。

中小企業・小規模事業者の定義

中小企業者であるかどうかについては、業種ごとに資本金基準と従業員基準の二つの基準があり、【表 1】のいずれか一方を満たせば、中小企業者として、この事業の対象となります。

なお、みなし大企業については、この事業の2/3要件の算定では中小企業として取扱いません。 ※『みなし大企業の定義』

- ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人
- ・発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人
- 上記の「大企業」とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者で事業を営む者をいいます。ただし、以下に該当する者については、上記の「大企業」として取り扱わないものとします。
 - ・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
 - ・廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関(ベンチャー財団)と基本約定書を締結した者(特定ベンチャーキャピタル)
 - ・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

【表1】中小企業者としてこの事業の対象となる基準

	主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 資本の額又は 出資の総額	従業員基準 常時使用する 従業員の数
製造	業、建設業、運輸業及びその他の業種(下記以外)	3 億円以下	300 人以下
	ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ	3 億円以下	900 人以下
	製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)		
小壳	業	5 千万円以下	50 人以下
サー	ビス業(下記3業種を除く)	5 千万円以下	100 人以下
	ソフトウェア業及び情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
	旅館業	5 千万円以下	200 人以下
卸売	業	1 億円以下	100 人以下

⁽注)常時使用する従業員の数には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

小規模事業者

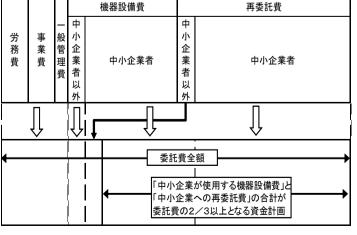
常時使用する従業員の数が、20人以下(御売業、小売業、サービス業にあっては5人以下)の企業

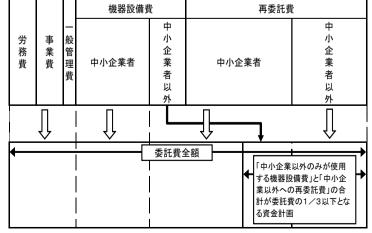
※中小企業者としてこの事業の対象となる組合及び連合会は、以下のとおりです。

事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、技術研究組合(直接又は間接の構成員の2/3以上が中小企業者である場合)(注)企業組合及び協業組合も中小企業者としてこの事業の対象となります。

図1 事業管理機関が中小企業者以外の場合

図2 事業管理機関が中小企業者の場合





【別表2】

審査基準

前記2. 応募対象者及び3. 応募対象事業の内容を満たしている提案について、以下の項目を 基に評価し、総合的な審査を行います。

I. 技術面からの審査項目

我が国製造業の国際競争力強化につながる研究開発であること、研究開発目的が明確で研究 開発を適切に実施可能な研究開発体制を有していること等について審査します。

①技術の新規性、独創性及び革新性

研究開発対象の技術が、新規性、独創性又は革新性を有すること。

※ 新規性とは・・・・本邦初でなくても、技術の組合わせや創意工夫、プロセスの改善なども含む。

②研究開発目標値の妥当性

研究開発目標値(数値等)が適切な目標(川下製造業者の抱える課題及び要請を踏まえた 目標)であること。

③目標達成のための課題と解決方法及びその具体的実施内容

目標達成のための課題が明確で、その解決方法が適切であること。また、課題を解決するた めの研究開発の期間と進め方及び体制が適切であること。体制については、複数の中小企 業、最終製品製造業者や大学、公設試験研究機関等の幅広い川上・川下企業や異分野・異 業種の関係者が参加していることも評価する。

4 研究開発の波及効果

研究開発の成果が他の技術や産業へ波及的に影響を及ぼすこと。特に、研究開発の成果に よって新たな事業への展開の可能性が高く、先進性、波及効果が高く見込まれるものを評価。

Ⅱ. 事業化面からの審査項目

研究開発成果が事業化された場合どの程度の経済効果が期待できるか(共同体の事業化能力 を含む)、またコスト面において市場導入の可能性があるか等について審査します。

①目標を達成するための経営的基礎力

事業化を達成するための、資金、人材、技術等の経営資源が十分に備わっていること。

②事業化計画の妥当性

事業化計画が、下記の点を踏まえた具体的、かつ、妥当な内容になっているか。

- 想定する市場(現状、今後の動向)・川下企業(顧客)ニーズ

販売促進戦略

- •知財戦略
- 販売先、川下製造業者等の事業化の体制

③事業化による経済効果

事業化が達成された場合において、様々な産業に経済効果を及ぼすこと。

Ⅲ.政策面からの審査項目

提案された研究開発が、各政策に沿った計画であるかどうかについて審査します。

①産業政策との整合性

提案された研究開発が、ごく限られた企業等にのみ効果をもたらすものではなく、当該産業界 における課題等を的確に把握し、新たな解決策となるなど、我が国製造業の発展に資する計 画であること。

②中小企業政策との整合性

提案された研究開発が、当該事業に参加している中小企業自らが努力し、成長・発展してい くような計画であること。また、設立後間もない企業や小規模事業者が主体となり、独自の工 夫により技術力の向上・改善に資する取組みについては企業の規模を考慮して評価する。 また、法認定事業者が中小会計要領又は中小指針に従った会計処理を行っていること。

※『設立後間もない企業』: 設立後、概ね10年以内の企業。

『小規模事業者』: 常時使用する従業員の数が、20人以下(卸売業、小売業、サービス業にあっては5人以下)の企業。

【別表3】

平成23年度3次補正予算事業で採択された法認定計画を本事業に応募する場合

(1) 応募対象者

○ 「平成23年度3次補正予算事業」と「本事業」の構成メンバーが重複しても構いませんが、全ての認定計画記載者(「法認定事業者」及び「法認定計画に記載された協力者」)が「平成23年度3次補正予算事業」と「本事業」のいずれかの事業に参加する必要があります。

(2) 応募対象事業

- 平成23年度3次補正予算事業において、「研究開発の対象範囲」を「法認定計画の一部」と する研究開発計画が採択された場合は、当該「法認定計画の一部以外」の部分についての研 究開発等の事業となります。
- O なお、平成23年度3次補正予算採択事業は「一般型」、「小規模事業型」での応募はできません。

法認定計画全体				
平成23年度3次補正予算事業 本事業				
「法認定計画の一部」を実施	「法認定計画の一部以外」を実施			

- (3) 平成23年度3次補正予算事業で購入した機械設備の利用
- 平成23年度3次補正予算事業で購入した機械設備は、本事業の採択を受けた場合、国から 貸付を受ければ、本事業で利用することができます。
- (4)提出書類に係る注意事項
- 平成23年度3次補正予算事業で「法認定計画の一部」を実施した採択案件について、本事業で「法認定計画の一部以外」を実施する場合は、「平成23年度3次補正予算事業(法認定計画の一部)」と「本事業(法認定計画の一部以外)」の対象部分をそれぞれ赤色で囲む等により明示した「特定研究開発等計画に係る認定申請書又は変更認定申請書の別表3」の写しを提出する必要があります。(26ページの【提案書類チェックシート】参照)
- 平成23年度3次補正予算事業で「法認定計画の一部を実施」した場合において、本事業で「法認定計画の一部以外を実施」する場合は、研究開発期間は、単年度又は2年度とし、平成25年度(平成26年3月末まで)に行う研究開発に要する費用の合計額(税込)が、3,000万円以下とします。 ※2年度の場合、平成26年度は平成25年度の契約額の3/4以内とします。(P6 再掲)

【提案様式】

(吹き出し)は、提案書記入上の注意 点です。 □ (チェックボックス)を確認しながら記入してく ださい。

年度受付番号

【様式1】

	単	战略的基 数	盤技術高原	度化支	援事			
_	0 49 4 4 44 5 5 5	3n				平	成〇年〇月〇日	
	〇経済産業局長原 □縄 <u>県の場合は</u> …		公人車致巴F品	л \				
() 戦[- 40 TH 1 40 144	車業 上 122 4				成23年度第3次補正	マ色車業に採扣す	
の	者型を併願する。] <mark>小規模事業者型に</mark> 事業者が小規模事	A JA HUIA		本事業に応募する際に		
1.7	はじさません。	当すし	ある必要があります			こちらに「〇」を記		
	【一般型】		【小規模事業	看空		平成 23 年度 3 次	補正事	
	4,500 万円以口	치	2,300 万円	以内	0	業で一部実施		
			口該当しない場		計画名」:		▼	
2.	計画名及び認定	番号	は、「空欄」と	/ 1 /	受付番号」:			
法認定	計画の計画実施期	加工と××技術	· ·	_		成23年度3次補正予	質重業時の「計画)
間が、こ	この事業の対象研	文年月日: 関 る可画実施期	東 xxxxxxx、下 間 間 〇〇年〇〇			と「受付番号(11 桁)」		
	を 出るし しいる必 一		研究期間 (例)		1日~28	8年3月31日)		
安かめ	,0.,0			20+3/1	1	3-0710107		
	17 ~ 77 77 77 年	の要約(全角	200文字以上	□川下製造業	と	」える課題及び要請(ニ	ニーズ)、ニーズを踏まえ	Ž
	〇〇産業では口口					比目標を達成するため	の研究開発方法等を要	更
	・・・・のためには、 これらの・・・・・を・			約してくださ		シェナン・ナクナ・	ナは全て全角、英数し	+
	現在、・・・である・・		_				プロエミエ州、英奴I で全角1文字とします	
	・・・を高度化し・・・					場合、公開することと		
4	特字	盤技術の種類	────────────────────────────────────	野				_
][法部	忍定を受けた特定研究	開発等計画等の 開発等計画等の	計画名」、「認定番号	引及び	<u> </u>			
「認定	≘年月日」を記載してくた	ごさい 。		-		ても審査を希望	0	
	申請中の場合は、「認」					囲んでください。) 家電 7. 環境・エネル	食料品	
	い。変更認定申請中 <i>の</i> てください。なお、変更			_		豸电 /. 環境・エベル 学機器 15. 電気機器		
	とそことでである。		2.0 多日は、 <u>変文</u>					
5	事業管理機関 :	 ※詳細は 様	 	一基本的には	t. 主たるキ	<u> </u>	査を実施いたしますが、	
Ŭ. 	住所:〒 一	不日于中国 100 (1 水	20 1101				技術分野の専門的観点	
	名称:			からも、厳ェ	Eに審査を	実施いたします。		
	代表者役職·氏名: Tel:	Fax:			Fl3			_
	E-mail:	rax.						
	連絡担当者所属役							
	Tel: E-mail:	Fax:						
L				事業管理機	機関の代表	者印を押印してくださ	い(電子媒体	
6.	総括研究代表者			に収録する	ファイルに	は代表者印は不要とな	なります。)。	
	※詳細は、様式	[2-2に記載		(-u1*1)				
((フリガナ): 氏名:			(フリガナ): 氏名:				
	所属組織名:			所属組	織名			
	所属役職:			所属役				
	Tel: Fax:			Tel:		'ax:		
	E-mail: e-Rad 研究者番号	(8ケタ):		E-mail				

□住所は、提案書を提出する経済産業局 等の担当する都道府県内であることをご 口法認定チェック欄には、 確認ください(担当する都道府県につい 【様式1(続き)】 法第4条第1項に基づき ては、裏表紙を参照。)。 認定を受けた中小企業に 8. 特定研究開発等の拠点となる施設(主たる研究開発等の実施場所) 「〇」、小規模事業者に 施設名称: 「◎」を記載してください。 □全ての研究実施機関を記載してください。 なお、法認定申請中及び 住所: (事業管理機関が研究実施機関の場合は、事業 変更申請中の中小企業、 (事業管理機関の住所と異なる理由 管理機関も記載してください。) 小規模事業者には、「△」 を記載してください。 9. 研究実施機関 □郵便番号 連絡 法認 研究実施機関 代表者 中小企業 都道府県名 備考 役職氏名 チェック チェ (機関名) から記載して ください。 ○○製作所 代表取締役 ①所在地 ₹XXX-XXXX ○太郎 口備考欄には、認定を受 口研究実施機関の定 東京都○○区・・・・ けた計画から変更(入れ 義は、2ページを参 替わり、追加)があった \mp XXX-XXXX 照してください。 場合に、その内容を記述 □研究実施機 千 章 ▼□市・・・ してください。 関の代表者の 役職と氏名を □会社の本社所在地と研 □再委託契約を行う 記載してくださ 究開発実施場所が異な 口中小企業チェック欄に 単位で記載してく L1 る時は、双方を併記し、 は、みなし大企業に該 ださい。 研究実施場所に下線を 当しない中小企業に 適宜行を追加してく (5) 引いてください。 「〇」、小規模事業者に ださい。 「◎」を記載してくださ 10. アドバイザー 機関名又は氏名 所在地又は住所 代表者等 具体的な協力内容 ①代表取締役社長 〇〇 □郵便番号、都 ○□電機 ₹XXX-XXXX**<** する技術開発につい 00 道府県名から記 神奈川県・・・・・ て、・・・・・を行う点で助言・ 載してください ②技術部 口口〇〇 協力を行う予定。 30-000-0000

1 1. 提案経費総額(税抜き※⑥のみ税込み) (単位:千円)※千円未満は切り捨て

□①代表者役職・氏名、

□②連絡先担当者

を記載してください

□③電話番号

年度	25年度	26年度	27年度	合計
1	**,***	**,***	**,***	**,***
2	**,***	**,***	**,***	**,***
3	**,***	**,***	**,***	**,***
4	**,***	**,***	**,***	**,***
5	** ***	** *** ,	** *** ,	** *** ,
6	**,***	**,***	**,***	**,***

①:この事業における提案経費総額(税抜き)

□記載数に制限はありません。

適宜行を追加してください。

ージを参照してください。

□アドバイザーの定義は、2ペ

 $\triangle \triangle$

- ②:①のうち中小企業・小規模事業者が受け取る再委託額(税抜き)
- ③:①のうち中小企業・小規模事業者「以外」が受け取る再委託額(税抜き)

XXX

- ④:機械設備費総額(機械装置等のレンタル・リース代を含む)(税抜き)
- ⑤:④のうち中小企業・小規模事業者が使用する機器設備の経費総額(税抜き)
- ⑥:提案経費総額(税込み)

□①~⑤は、様式2-3に記載する金額と整合していることが必要です。

ロアドバイザーがどのよ

うな内容の協力を行う

か具体的に記載してく

ださい。

12. 中小企業要件の算出

(事業管理機関が中小企業・小規模事業者の場合)

A 千円	B 千円	C %	≦1/3
------	------	-----	------

A: ① B: ③+(④-⑤) C:B÷A×100(小数第2位四捨五入) ※①③④⑤は「11.提案経費総額」を参照

(事業管理機関が中小企業・小規模事業者「以外」の場合)

 A
 千円
 B
 千円
 C
 %
 ≥2/3

A:① B: ②+⑤ C:B÷A×100(小数第2位四捨五入) ※①②⑤は「11.提案経費総額」を参照

13. 1/2要件の算出(事業管理機関が特例民法法人の場合にのみ作成) (単位:千円、税抜き)

	25年度	26年度	27年度
X:年度「経費」総額	** ***	** ***	** ***
Y:年度「再委託費」総額	** ***	** ***	** ***
Y÷X ×100 (%) (小数第 2 位四捨五入)	** *	** *	** *

研究開発内容等説明書

□特定研究開発等計画の目的・目標・方法・内容等 を分かりやすくビジュアルに表現したプレゼンテー 計画名: ション資料を作成してください(1~4枚)。 □従来技術と新技術の違いが明確にわかる研究開 ①研究開発の概要 発全体のイメージ図を記載してください。 <イメージ図> 従来技術 新技術 本計画の要素技術の 従来技術の 挿し絵 挿し絵 課 題 特徵 ・高額な機器が必要 ・機器が安価 ・個々に測定が必要 一括測定が可能 ○新技術を実現するために解決すべき研究課題 口新技術を実現するために 解決すべき研究課題を記 載してください。 ②研究開発の背景及び当該分野における研究開発動向 □「高度化指針」において定める川下製造業者等の抱える (十一)鋳造に係る技術に関する事項 課題及び要請(ニーズ)を掲げたのち(※認定申請書の別 1 鋳造に係る技術において達成すべき高度化目標 表1(特定研究開発等計画)の『特定ものづくり基盤技術 (1)川下分野横断的な共通事項 の高度化を図るための特定研究開発等の目標』から転記 ①川下製造業者等の抱える課題及びニーズ してください。)、研究開発の背景やこれまでの取り組みに カ. 低コスト化 ついて概要を記述してください。 ②研究開発の背景(これまでの取組など) ・・・・自動車業界では・・・・・・・が行われてきたが、・・・・・・・・の加工の精度が低く、・・・・・・・・・・ ・・・・・できなかった。 ・・・・の〇〇化に向けた研究が行われてきたが、現状では・・・・・・・の点において・・・・ このため、・・・・・・ 課題が生じている □当該分野の研究開発動向について、社会的・経 □研究開発に参画する者が特許権者又は実施権者と 済的・技術的背景を踏まえ、応募テーマに関連・ なっており、今計画に使用する特許について、「特許 類似する最新の技術水準や今後のトレンド、国内 登録番号」と「名称」を示し、国内外他社における類 外の研究開発動向をもとに、応募テーマとの関係 似特許との関係、抵触等の可能性などについても記 相違点を含め明瞭に記述しください。 述してください。

③研究開発の高度化目標及び技術的目標値 □「高度化指針」において定める高度化目標を掲 げたのち、前記②の背景等を踏まえた研究開発 の高度化目標について概要を記述してください。 高度化目標 ア. 長寿命化に資する技術の向上 ••••・・・・・の向上 □技術的目標値は、可能な限り定量化した指 標を設定してください。 ・・・・・・・・・・の寿命の向上を図る。 □また、全体の研究開発期間が事業期間を超 【1.・・・課題への対応】 える場合は、この事業の委託契約期間中に 【1-1】〇〇の設計 達成すべき目標を特に具体的かつ明確に記 載してください。 ・・・から・・・・へ置換することで・・加工時間を1/2程度に削減する。 【1-2】□□材の評価 ····を実施することで、·····加工時間を1/10程度に削減する。 【2. ○○○の分析】 □研究開発の実施段階、個別研究開発の性質等に応じた研究開発に ・・の性質を向上することによる、 関する研究開発項目(サブテーマ)を設定し、当該研究開発項目の区 分ごとに番号を付して記述し、サブテーマごとに技術的目標値の客観 的な指標を記述してください。 【3.・・・・の開発】 □認定申請書の別表2(特定研究開発等の内容)の『1. 特定研究開発 【3-1】・・・・本体の開発 等の具体的内容』に設定したサブテーマから転記してください。 【3-2】・・・評価の実施 ④研究開発の具体的内容 □前記③に掲げる高度化目標を達成するために、 【1. ・・・課題への対応】 研究開発をどのような方法で行うのかについて、 【1-1】○○の設計 ③の研究開発項目(サブテーマ)ごとに、目標を 達成するための研究開発手段、手法、実施体制 を具体的かつ明瞭に記述してください。 【2. ○○○の分析】 ・・・の微細化に・・・ 【3.・・・・の開発】 【3-1】・・・・本体の開発 【3-2】・・・評価の実施 ⑤期待される効果 【研究開発成果の効果(波及効果も含む。)】 □研究開発成果が、他の技術や産業へ波及的に これまでの・・・では、・・・・・・・ 影響を及ぼし、研究開発成果が普及した場合の ・・・・・・の飛躍的向上により、・・・・・となることが見込まれる。 効果について明確に記述してください。 □また、研究開発成果が新たな事業へ展開する可 【新たな事業展開の可能性】 能性がある場合は、その説明・根拠を具体的か ・・・・・・の成果を活用することによって、・・・・・・ つ明確に記述してください。 【その他】 ・(被災地域)の○○会社と協力することにより、・・・・・・・・・復興支援へ資する効果が見込まれる。 □東日本大震災の被災地域への復興支援に特別な 効果をもたらす場合、取引先の工場移転等による影 ⑥専門用語等の解説 響を補うため、新事業展開への有効な効果が見込 まれる場合等、特記事項がある場合は記述してくだ $\{ \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \}$ $\bigcirc \times$ 加工の・・・において・・・・・。 □今回の提案に際して使用した専門用語・略語

*様式2-1全体で7枚以内としてください。

等について、それぞれ簡潔に(1 件最大 300 文字程度まで)解説してください。

【様式2-2】

研究開発スケジュール

 ※ 総括研究代表者(PL)には(③) 型料を圧地の作業者(A)を氏名の数に関する人を 記載して代きない。(事業管理機関が研究策権 機関の場合は、事業管理機関が研究策権 機関の場合は、事業管理機関が研究策権 (A) 1 2 3 4 1 2 3 4 1 2 3 4 1 2 3 4 4 1 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	<u> -</u>	計画名			度 ~	年度)			
【番号】実施内容	※ 総括研究代表者(PL)		夕 前にご言って、	+×+1,					
「1・1]○○の設計 (○) 経産 大郎・○○技 (○)・ (○)・ (○)・ (○)・ (○)・ (○)・ (○)・ (○)・		記載してください。(事業管理機関が研究実施	発等により達成	しようとする		時期			
(上)			ことの年度日標	を記載	第二	年度	•	第三年度	
【1-1】○○の設計	「サフテーマ」ことに記載。		1 3 /	4 /	1 2	3 4	I - I -	3 /	4 /
【1-2】□□村の評価 (○○○女置) □ □ 研究所 (○○○女置) □ □ 総括研究代表者(PL)の氏名の前に(◎)を記載してください。 □ □ 総括研究代表者(SL)の氏名の前に(○)を記載してください。 □ □ 総括研究代表者(SL)の氏名の前に(○)を記載してください。 □ □ ② の開発を行い、・・・の 評価を実施する。 □ □ ② 製作所	【1.・・・課題への対応】					 対適化条件を		<u>+ </u>	上向上
【1-2】□□材の評価 (○○○装置)	【1-1】〇〇の設計	(◎)経産 太郎・○○技							
【2. ○○○の分析】 (□▽高精度切削装置) ○▽大学 △△ 太郎 □副総括研究代表者(SL)の氏名の前に(O) を記載してください。 □ □ ○○の開発を行い、…の 評価を実施する。 □ ○○の開発を行い、…の については、様式2-3 の①機器設備者を具体的に記入してください。 □ また、ここに記載した機器設備のうち、購入するものについては、様式2-3 の①機器設備費に、レンタル・リースするものについては、3事業費のキ・そ の他特別費にも記載してください。		□□研究所	実施の始期と終期を	矢印で記載。	,	-			
(□▽高精度切削装置)	【2. ○○○の分析】		・・・・の特性の把抗	屋	□◇の検証				
「		Land Land Land Land Land Land Land Land		→					
【3-1】・・・・本体の開発 ○▽製作所 ▲▲ 次郎 【3-2】・・・・評価の実施 ○▽大学 ○▽大学	【3.・・・・・の開発】	□使用する機製設備名を具体的に記入してくだ:	<u> </u>)	<u> </u>			o
【3-2】・・・評価の実施 〇〇大字		○▽製作所 ▲ 次郎 □また、ここに記載した機器設備のうち、購入す の①機器設備費に、レンタル・リースするものし の他特別費にも記載してください	るものについては、様						
	【3-2】・・・評価の実施 	○○○大学							

※ 様式2-2 全体で5枚以内としてください。

【様式2-3】

研究資金內訳表

佰 日		業管理機			(14	研究実施機関			
項目	1	(機関名) 〇〇〇	Т	合計	(機関名) △△△	(機関名) ▽▽▽	(機関名) □□□	(機)	(機関名) ☆☆☆
	合計	管理業務	研究開発業務		222	v v v		 /	
	0	(□ 在度を記載し	 、予定している研究開	
ア. 機械装置費	0							けんについて本表を作品	t 🖳
①〇〇〇装置【1-2】	0						ください。		
②□▽高精度切削装置【2】									J
イ. 土木・建築工事費	0		□購入する機	械装置ごとに行を	追加して、それぞれ	具体的な名			
ウ. 保守・改造修理費	0		称を記載し	、名称の横に当該	機械装置を使用す。	るサブテー			
工. 外注費	0		マ(様式2-	-2に記載)の番号	を記載してください	0			
)労務費	0	(0	0	0	0	0	0	
ア. 研究員費	0			0					
イ. 管理員費	0								
ウ. 補助員雇上費	0			0					
事業費	0	(0	0	0	0	0	0	
ア. 消耗品費	0			0					
イ. 旅費・交通費	0			0					
ウ. 委員会費	0								
エ. 報告書作成費	0								
オ. 外注費	0			0					
力. 知的財産権関連経費	0								
キ. その他特別費	0			0					
小 計 (①+②+③)	0			0	0	0	0	0	
)一般管理費	0			0	0	0	0	0	
再委託費	0	<u>) </u>							
経 費				0	0	0	0	0	
) 消費税及び地方消費税 (円)	0								
計 (円)	0				_				

【様式2-4】

研究開発成果に係る製品等(※)の事業化計画説明書

※「製品等」とは、この事業の研究開発の成果である新技術又は新技術を用いた製品や役務の提供等を指します。

計画名: ①事業化に向けた基本方針 ※川下企業(顧客)からのニーズ、想定する市場(現状、今後の動向)、販売促進戦略などを踏まえ記載。 (記載例) 【川下企業(顧客)ニーズの状況と対応方針】 ・・川下企業〇〇からは・・・の軽量化や××が求められ・ 本研究開発成果において・・・1/2程度を実現するなど・ □ターゲットとする川下企業(顧客)からのニーズを把握した上で ・・現状と比較して・・・・の観点から・・・・期待される。 対応方針を具体的に記載ください。 □想定する市場について、現状と今後の動向(市場の流れ、成 【想定する市場(現状、今後の動向)】 長見込みなど)を記載ください。可能な範囲で競合製品等の現 状も記載ください。 また、製品等が多分野への展開可能性があるものなのか、あ また、・・・・・展開可能性のある□□産業においても・・・・・・・ る特定分野について特化したものであるか等について記載く ださい。 □販売方法、販売チャンネル、広告活動等について記載くださ 【販売促進戦略】 ***既存顧客である〇〇へのサンプル出荷から* その後、・・・・・・・・・販売していき・・・・ □事業化に向けた担当者1名(事業化を行う共同 【事業化担当者(所属・役職・氏名)】✓ 体内の企業毎)の所属・役職・氏名を記載くださ い。会社の代表者等でも構いません。複数の 〇〇製作所営業部・〇〇課長 中企庁 三郎 社が存在する場合、主導的な役割を果たす方 〇〇工業 営業企画部 中企庁 四郎 に下線を付してください。 〈事業化体制図〉 仕入先 仕入先 【研究開発実施機関】 【研究開発実施機関】 00 00 □□研究所 〇▽大学 $\times \times$ 技術 技術 技術 技術 納入 相談 指導 相談 指導 【研究開発実施機関(法認定企業)】 【研究開発実施機関】 (株) ○○製作所 ▽▽技研(株) ライセンス ライセンス 販売 発注 販売 発注 販売先 販売先 ライセンス先 〇〇産業 △△産業 ◇◇産業 •△△自動車株式会社 △△建設株式 •株式会社◇◇ •株式会社×× 株式会社◇◇ ××産業 □事業化計画における製造・販売ルートを、仕入先・販売委 •△△電器株式会社 •株式会社公公 託先・販売先・川下製造業者の関連を踏まえて、A4判1枚 以内で図示・説明してください。

(_	究開発成果に係る 製品等が複数ある場合				場合は、行を追加く		
		 製品等の名称				等の概要(用途	 、特徴等)	7
	(1)(○○の精密微細加工	技術		よって開発したの動車等に用いられ)○の精密微差	細加工技術を	す 人した□□ステ
	(2)	××術に係る特許権		この事業に を行う。	よって開発した×	×技術に係る	□知的財産	、ライセンス付与 権によるライセン
(;	_	の事業終了から事	-					を目指す場合、そ 既要も記載してくだ -
		製品等が複数ある場合	ゴは、袈	: 前寺 ことに記		사후 선수 설립 소대 구리	丁 + + 4 2 1 4	10 21 12 14 15 15 14 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15
		関発事業者				精密微細加		<mark>県品等が複数ある場合</mark> 、表をコピーして別々
		開発事業者 おるサンプル出荷先			,,	社〇〇製作原 会社□□会社	/	記載してください。
		事業終了後の経過	在 数	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	/z \	サンプルの出荷		<u>'</u>	→	<u>ОТП</u>	774	<u> </u>
ı	スケジュー、	追加研究						内にサンプル出荷等
	ユ 、	設備投資) <u>評価を受けること</u> こおいて必須事項で
	ルル	制品等の生産				<u>は、こ</u> す。	-07 年来 07 田 岡 1	-850・620-次争項 6
	()	製品和の販売						<u>をについては必ず</u>
		売上高(予				記載し	<u>してください。</u>	
	丰	販売数量(単位を記	A					
	売上見込	売上高の根拠			を記載して してくださし	こください。スケシ ハ。		までのスケジュール 以下の項目を記載 必須)
		□ 想定される市場、 算根拠及びそれが 理由について記い。	が達成で	ごきる	・追加研究(・設備投資(・製品等の型 ・製品等の則 ※その他必	任意) E産(必須) 瓦売(必須)	狂意に追加しても	横いません。
		事業終了後の経過	年数	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	スケジュー	特許出願		→				
	ジュ	出願公開						-
		特許権設定						
	ル	ライセンス付与						—
		売上高(千円)						
	売上見込	売上高の根拠				in the second se	思定されるライも の積算根拠及び る理由についてい。	i それが達成で

※様式2-4全体で5枚以内としてください。

【様式3-1】

□参加するすべての機関において記入する必要があります。 大学・公設試験研究機関が参加機関の場合、作成する必要があります。

参加機関の概要(参加機関ごとに作成)

□ 事業管理機関 □ 研究実施機関 □ 法認定事業者 該当する機関にチェックを入れてください。(複数可) Tel: □出資比率順に上位4者(5 Fax: 連絡先 番目以降の出資者は"ほ □該当する項目チェックを入れてください。 か〇社"と)を記載してくだ 事業管理機関、研究実施機関の各々が さい。いわゆる3セク(自治 法認定事業者である際は、2カ所に、事 代 表 者 体からの出資等がある)の 業管理機関と研究実施機関が同一者 役職 氏名 場合は比率順に関係なく で、かつ法認定事業者である際は、3カ 全ての自治体について記 □大企業は【】に◎を記載 所にチェックしてください。 載してください。 1 odTricio 2 2 【 ◎ 】 (株) ▽□ (30%) 都道府県名称 主な 資 本 金 百万円 出資者] □中小企業基本法に基づく、製 (出資比率) 人 造業その他/卸売業/小売 役員数 1 業/サービス業の別を記載し □登記上のものを記載 分类吕粉 人 てください。 [1 ロベンチャー企業など4期分の 人) 決算が存在しない場合は、 主な事業 月 存在する年度について記 \Box の業種名 年) 載。 参加機関の概要 /www.************.co.jp/ ホームページ URL 財務状況(直近4期分の実績を記載) (単位:百万円) 中小指針の適用 売上高(当期収入合計額) 1 口貸借対照表の純資産の部の 「繰越利益剰余金」の金額を記 ② 経常利益(当期収入合計額-無 載してください。財団法人等、損益 科目が上記科目に該当しない法人 ③ 当期利益 は、()内の数字を記載してくださ い。 減価償却費 中小会計要領の適用 □中小指針、中小会計要領の 繰 越 利 益 (次期繰越L収支差額≥ 適用有に〇該当する者は、補 足資料として個別注記表の提 研究開発費 ·有 無 出をお願いいたします。 設備投資額 財務状況に関するコメント □財務状況について補足説明、今後 財務状況及び提案計画の遂行に必要な財源等に関する説明 の見通しについてコメントがある場合 はご自由に記載ください。 □国からの補助金等を受けているため、財 務状況に大きな影響を与えている場合 過去3年間に官公庁の共同研究、調査研究があれば、記載くださ は、その補助金等の事業名、金額等を示 した上で、その旨記載ください。 ①共同研究 共同研究名称 委託元 期間 ②***の研究 H22 事業化(H23) ②調査研究(研究開発に関連する調査研究のみ) 調査研究名称 委託元 期間 ①・・・・の調査 ・・・工業研究所 H24

【別紙】

類似計画等状況説明書

□本様式は、<u>該当案件がある</u> 場合のみ作成してください。

事業名称	例:○○事業
事業主体 (関係省庁等)	例:○○経済産業局(経済産業省)
テーマ名	
総括研究 代表者	
研究開発等 実施者	□コンソーシアムメンバーを記載してください。
提案額	千円
研究期間	例:平成○年○月~平成○年○月
研究開発内容	
その他	□この事業を含め、経済産業省その他の省庁等(各々に関連した特殊法人等の外郭機関を含む)による研究開発制度・事業において、実施済み又は実施中若しくは申請中及び申請予定とされているもののうち、本提案内容と類似した研究開発内容(同一研究実施機関の関与又は同一の技術シーズを用いるなど)と思われるもの又はその恐れがあるものについては、当該案件ごとに双方の研究内容等につき、それぞれの相違点について本様式により簡潔に説明してください。

提案データ入力票及び役員名簿データ

【入力上の注意】

- ※1 「入力項目」のセル(欄)にデータを入力してください。未入力の欄は、オレンジ色若しくは黄色に表示されます。
- ※2 文字・数字の入力の前に「'(シングルコーテーション)」は付けないでください。
- ※3 数式は使用しないでください。
- ※4 カタカナはすべて全角、英数は半角大文字で入力してください。
- ※5 「列の挿入、削除」や「行・列の非表示」はしないでください。
- ※6 研究機関コード・研究者番号等は、e-Rad の『研究者所属情報表示』画面のとおり記載してください。

① 提案データ入力票

項目名	入力欄	提案書の対応名称	記載例	入力注意点
受付番号		様式 1 年度受付番号 (局記入)		半角数字にて入力
局名	(入力不要)			提案書の提出先である担当経済産業局等の地域名を 入力
研究開発の規模		様式 1 1研究開発費の規模		一般型、小規模企業型、三次補正採択 の中から一 つを選択し、入力
計画名		様式1 2計画名及び認定番号		全角にて入力。100字以内
研究者名ーフリガナー姓				全角カナにて入力。20字以内
研究者名ーフリガナー名		総括研究代表者(PL)のe-Rad登録情報	タロウ	全角カナにて入力。20字以内
研究者一生年月日		総括研究代表者(PL)のe-Rad登録情報	19790619	半角数字にて8ケタを入力
研究者-性別コード		総括研究代表者(PL)のe-Rad登録情報	1	半角数字1 (男1 女2)
研究目的		提案書様式2-1 ②研究開発の高度化目標及び技術的目標値		左記の提案書対応箇所を1000字以内にまとめて、全角 にて入力。
研究概要		様式1 2.特定研究開発等の要約	○○産業では□□の高精度化・微細化のニーズが・・・ある。 ・・・・のためには、○□の精密微細加工技術を・・・・する必要がある。これらの・・・・	全角にて入力。200文字以内
研究代表者一研究者番号		総括研究代表者(PL)のe-Rad登録情報	12345678	半角数字にて8ケタを入力。
研究代表者-所属研究機関コード		総括研究代表者(PL)のe-Rad登録情報		半角数字にて10ケタを入力。
研究代表者-初年度経費額		様式2-3 「事業管理機関」の初年度の「年度合計」を記載してください。		初年度(23年度)の「年度合計」を入力。半角数字にて ケタ(※千円単位)を入力。
研究代表者-エフォート			00	半角数字にて1~100(整数値)を入力。総括研究代表 の年間の全仕事時間を100%とした場合に対する当該 究の実施に必要とする時間の配分割合(%)を整数で、 力。
認定番号		様式 1 1. 計画名及び認定番号		半角数字にて入力 ※認定申請中の場合は、「認定申請中」と記載。
主たる技術(1つ)		17	鋳造	全角にて入力。 (番号不要)
従たる技術 (1つ)		様式 1 3.特定ものづくり基盤技術の種類・川下座業分 82.	<u>솔</u> 젚	両上
従たる技術においても審査を希望		Pr	0	希望される場合のみ『〇』を入力

· <省略>

② 役員名簿データ

									(平成 年	月	日現在)
シメイ		氏名	和暦	年	月	日	性別	会社名	役職名		備考
イサ ゛ イ タロウ	経済	太郎	S	30	03	04	M	株式会社〇〇	代表取締役社長		
イザイ ジロウ	経済	次郎	S	35	05	14	M	株式会社〇〇	取締役		
ンキ゛ョウ ハナコ	産業	花子	Н	02	11	30	F	△△株式会社	代表取締役社長		
ンキ゛ョウ ウメコ	産業	梅子	Н	03	10	01	F	△△株式会社	取締役		
(足りない場	合は	「行」	を追加	1.7	゚゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙	LV.	「別」	の数は、増やさ	ないでください。	.)	

※記載注意事項

応募者すべて(民間企業のみ、NPO法人も含む)の役員全員を記載してください。 なお、記載にあたっては下記の(注1~7)にご留意ください。

- (注1) 記載しきれないときは、適宜行を追加して記載してください。
- (注2)氏名カナは、半角、姓と名の間も半角でスペース(1マス)を空けてください。
- (注3) 氏名漢字は、全角、姓と名の間も全角でスペース(1マス)空けてください。
- (注4) 生年月日は、明治はM、大正はT、昭和はS、平成はHを選択し、数字は2桁半角で記載してください。
- (注5) 性別は、男性は M、女性は F を選択してください。
- (注6) 外国人については、シメイ欄は当該アルファベットのカナ読み、氏名欄にはアルファベットを記載して ください。
- (注7) 中小企業の役員が大企業の役員又は職員を兼務している場合は、備考欄にその会社名、所在地、役職名を記載してください。

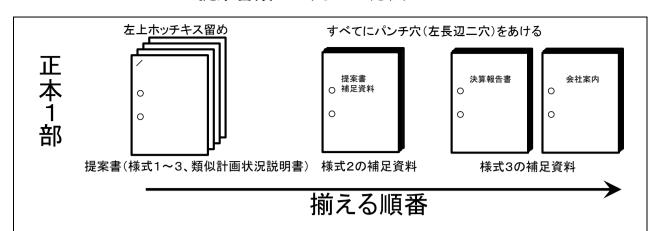
く提案書類チェックシート>

※提出漏れがないか、また指定枚数内で記載されているかどうか等についてチェックを入れ、同封してください。

計画	画名:									
認	定の	状沉	2: □認定取得済 □認定申請書提出済 □認定(変更)同時申請	提出部数	又は DVD-					
		チェッ ク欄	提出書類		R 格納]				
			様式1…4枚以内	1	0	L				
① 提	作成が		様式2-1···7枚以内 様式2-2···5枚以内 様式2-3 様式2-4···5枚以内							
案	少									
書										
	-		様式1に事業管理機関の代表者印が押印されていること。 (※電子媒体に収録するファイルには印は不要です。)	_	_					
補足資料	様 式		提案書補足資料 ※様式2の分量で書ききれない場合は、最小限に取りまとめた上で補足資料と して添付してください。必須資料ではありません。 ※平成23年度3次補正予算事業で採択された法認定計画は、「特定研究開発等計 画に係る認定申請書又は変更認定申請書の別表3」の写しを添付してください。	1	0					
			〈事業管理機関・研究実施機関共通〉 最近1期間の決算報告書(貸借対照表及び損益計算書、個別注記表) ※決算報告書がない場合は、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類 ※大学・公設試験機関、公的研究機関が研究実施機関の場合は、不要。 ただし、事業管理機関となる場合は、必要。	1	0 :					
補足	③ 補様 足式 ※大学・公設試験機関、公的研究機関は、不要。									
資3 料の			<研究実施機関> 研究実施機関の概要(会社案内等の概要が確認できる書類又は電子媒体) 様式3-1の項目(参加機関の概要ホームページ URL)の記載で代替も可。 電子媒体の際は、④電子媒体のCD-R又はDVD-Rに格納してください。 ※大学・公設試験機関、公的研究機関が研究実施機関の場合は、不要。	1	Δ					
媒	④ 電		CD-R又はDVD-R 「提案書(様式1~3)」、「補足資料のうち指定するもの」及び「提案データ入力票」を保存したもの。※フォルダ名、ファイル名は次ページ参照のこと。	1	*	<				
④ 媒電 体子			提出する①提案書等の正本とCD-R又はDVD-Rに格納した内容が一致していること。	_	-					
書	(5)		提出書類チェックシート	1	_					
類	書 ⑤ 類 事									
そ			提案書は、片面印刷(A4版)になっていること。	_	_					
他	n 									

- ※1 提出書類に不備のある場合、審査対象とならないことがありますのでご注意ください。
- ※2 提出書類は審査、契約、管理、確定、精算といった一連の業務遂行のためにのみ利用し、提案者の秘密は保持します。
- ※3 提出書類の返却はいたしませんので、事業管理機関は、必ず、原本の控えを保持してください。
- ※4 各様式は、枚数を厳守してください。
- ※5 電子媒体(CD-R又はDVD-R)には「事業管理機関名、研究開発計画名」をラベル表紙に印字又は記載してください。

く提案書類のとりまとめ方法>



電子媒体

CD-R、DVD-Rへの収録(フォルダ)イメージ

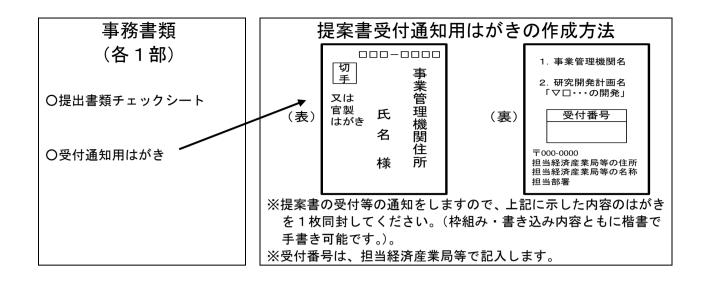


- ※上記のフォルダ構成で収録してください。①から⑤については pdf 形式で格納ください。※pdf 形式に変換する場合、電子媒体があるものについては紙媒体からでなく、電子媒体から pdf に変換すること。⑥についてのみエクセルで格納ください。なお、ファイルには、パスワードの設定をしないでください。
- ※中小企業庁ホームページから提案書様式をダウンロードすると、上記のフォルダ構成を圧縮形式(ZIP 形式)でダウンロードできます。

(ただし、提出時には圧縮はしないでください。)

収録する書類及びファイル名の付け方

保存 フォルダ名	収録する書類	ファイルの種類	ファイル名の付け方	ファイル名の例	備考
	①提案書(様式1~3)(様式2-3を除く)		「事業管理機関名」 「計画名の先頭5文字」 提案書 の順に付与	「(株)○×」「▽□加工を」提案書.pdf	・1ファイルにまとめる ・通しページを付ける
	②提案書(様式2-3)	PDF	「事業管理機関名」 「計画名の先頭5文字」 研究資金 の順に付与	「(株)○×」「▽□加工を」研究資金.pdf	・年度ごとに作成したものを 1ファイルにまとめる
提案書等	③補足資料(提案書補足資料)		「事業管理機関名」 「計画名の先頭5文字」 補足資料 の順に付与	「(株)〇×」「▽□加工を」補足資料.pdf	・できるだけ1ファイルにまと める
	④補足資料(決算報告書)		「事業管理機関名」 「計画名の先頭5文字」 決算報告書 の順に付与	「(株)○×」「▽□加工を」決算報告書.pdf	・事業管理機関及び研究実施機関ごとに作成したものをできるだけ1ファイルにまとめる
	⑤補足資料(機関概要)		「機関の名称」(機関ごとに名称付与) 「計画名の先頭5文字」 機関概要 の順に付与	「(株)○×」「▽□加工を」機関概要.pdf 「(株)▲△」「▽□加工を」機関概要.pdf	・事業管理機関及び研究実 施機関ごとに作成
データ	⑥提案データ入力票	エクセル	「事業管理機関名」 「計画名の先頭5文字」 データ の順に付与	「(株)○×」「▽□加工を」データ.xls	・シート毎に必要事項を記入する



【参考1】e-Rad(府省共通研究開発管理システム)の研究機関及び研究者の事前登録について

研究実施者(総括研究代表者)について、事前にe-Radへ「研究機関の登録」及び「研究者の登録」を行う必要があります。登録の詳細については、次のホームページをご参照ください。 http://www.e-Rad.go.jp

ただし、やむを得ない事情により、受付期間終了までに e-Rad への登録手続きが完了できない場合は、e-Radへの登録手続き中であることを説明する資料(e-Rad所属研究機関登録申請書)を提出してください。

e-Rad への登録には、2 週間程度の手続き期間が必要となりますが、登録手続きに相当の日数を要する場合がありますので、できる限り早い段階で余裕をもって登録手続きを行ってください。

【参考2】 競争的資金の適正な執行に関する指針

本指針は、競争的資金について、不合理な重複・過度の集中の排除、不正受給・不正使用及び研究論文等における研究上の不正行為に関するルールを申し合わせるものである。各府省は、この指針に基づき、所管する各制度の趣旨に則り、適切に対処するものとする。詳細については、次のホームページをご参照ください。

http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin1.pdf

【参考3】研究活動の不正行為への対応に関する指針

本指針は、経済産業省所管の研究資金にかかる研究活動の不正行為に、経済産業省、経済産業省所管の独立行政法人及び経済産業省所管の研究資金を活用する研究機関が適切に対応するため、それぞれの機関が整備すべき事項等について指針を示すものである。詳細については、次のホームページをご参照ください。

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/pdf/shishin.pdf

【参考4】 公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針

本指針は、経済産業省又は経済産業省が所管する独立行政法人(以下、「資金配分機関」という。)から配分される公募型の研究資金について、配分先すべての研究機関において不正な使用及び不正な受給を防止するために必要な対応等を示したものである。詳細については、次のホームページをご参照ください。

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/pdf/shishin-shikin.pdf

【参考5】戦略的基盤技術高度化支援事業における労務費の計算に係る実施細則 (健保等級ルール)

本実施細則は、戦略的基盤技術高度化支援事業に係る労務費の算出方法について定めたものである。

※戦略的基盤技術高度化支援事業における労務費の計算に係る実施細則(健保等級ルール)の 詳細については、次のホームページをご参照ください。

http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/2013/0424SenryakuKoubo3.pdf

【参考6】「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)

国民との科学・技術対話の推進については、次のホームページをご参照ください。 http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf

【参考7】中小企業技術革新制度(SBIR)

この事業は、「中小企業技術革新(SBIR)制度」において、「特定補助金等」の指定を受ける予定です。指定された補助金等の交付を受けた中小企業は、その成果を利用した事業活動を行う際

に各種の支援措置の特例を受けることができます。詳細については、次のホームページをご参照ください。

http://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq07 sbir.htm

【参考8】戦略的基盤技術高度化支援事業の成果に係る事業化支援について

戦略的基盤技術高度化支援事業の成果を事業化する場合には、特許料等の軽減や日本政策 金融公庫の低利融資などの支援制度が用意されております。詳細については、次のホームページ をご参照ください。

http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/portal/05_1kigyouhenosien.htm

【参考9】独立行政法人中小企業基盤整備機構(略称:中小機構)によるサポート

中小機構は、中小企業施策の総合的な実施機関として、創業、技術力向上、情報化、国際化、 人材育成など、各中小企業の課題に合わせた様々な支援を行う独立行政法人です。経営・技術・ 財務等の専門家の派遣や窓口相談等により、ものづくり中小企業の課題解決を支援しています。

また、戦略的基盤技術高度化支援事業の効果的な実施を図るため、中小機構には、幅広い知見を有する「経営支援アドバイザー」が設置されており、この事業や中小ものづくり高度化法についてのご相談を受け付けています。

(相談内容)

- 中小ものづくり高度化法に係る施策の利用方法
- 特定研究開発等計画に係る申請書及びこの事業の提案書の作成に関する相談(書き方のポイント等のアドバイス)
- 特定研究開発等計画における技術面・事業化面の相談など

特に、この事業の事業化促進のため、採択された委託先の希望に応じて、国(担当経済産業局)と連携した中小機構によるサポート(助言・情報提供等)を行います。

<お問い合わせ先> 各地方経済産業局 ※中小機構にご相談内容を取り次ぎます。

【参考10】「中小企業の会計に関する基本要領」及び「中小企業の会計に関する指針」について

「中小企業の会計に関する基本要領」は、中小企業の多様な実態に配慮し、その成長に資するため、中小企業が会社法上の計算書類等を作成する際に、参照するための会計処理や注記等を示したものです。また、「中小企業の会計に関する指針」は、会計専門家が役員に入っている会計参与設置会社が拠ることが適当とされているように、一定の水準を保った会計処理を示したものです。中小企業は「中小企業の会計に関する基本要領」、「中小企業の会計に関する指針」のどちらでも参照することができます。「中小企業の会計に関する基本要領」の詳細については、次のホームページをご参照ください。

http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/youryou/index.htm

【参考11】特定ものづくり基盤技術高度化指針

平成24年4月12日付で、特定ものづくり基盤技術高度化指針が改正されました。改正後の指針の内容については、下記URLをご参照ください。

http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/2012/0412Kiban Shishin.htm

担当経済産業局等(法認定の申請や提案書の提出先)

※主たる研究実施場所の都道府県を担当する経済産業局にご提出ください。

名称及び担当課	所在地及び連絡先電話番号	担当する都道府県名
北海道経済産業局 地域経済部 製造産業課	〒060-0808 札幌市北区北 8 条西 2 丁目 1-1 札幌第 1 合同庁舎 TEL:011-709-1784	北海道
東北経済産業局 地域経済部 情報・製造産業課 産業技術課	〒980-8403 仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台第 1 合同庁舎 法認定の申請 : 情報・製造産業課 TEL:022-221-4903 提案書の提出:産業技術課 TEL:022-221-4897	青森、岩手、宮城、 秋田、山形、福島
関東経済産業局 産業部 製造産業課	〒330-9715 さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館 TEL:048-600-0307	茨城、栃木、群馬、 埼玉、千葉、東京、 神奈川、新潟、長野 山梨、静岡
中部経済産業局 産業部 製造産業課	〒460-8510 名古屋市中区三の丸 2-5-2 TEL: 052-951-2724	愛知、岐阜、三重、 富山、石川
近畿経済産業局 産業部 製造産業課 ものづくり産業支援室	〒540-8535 大阪市中央区大手前 1-5-44 合同庁舎第 1 号館 TEL:06-6966-6022	福井、滋賀、京都、 大阪、兵庫、奈良、 和歌山
中国経済産業局 地域経済部 地域経済課 次世代産業課	〒730-8531 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 2 号館 法認定の申請 : 地域経済課 TEL: 082-224-5684 提案書の提出: 次世代産業課 TEL: 082-224-5680	鳥取、島根、岡山、 広島、山口
四国経済産業局 地域経済部 製造産業課 産業技術課	〒760-8512 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎 法認定の申請:製造産業課 TEL:087-811-8520 提案書の提出:産業技術課 TEL:087-811-8518	徳島、香川、愛媛、 高知
九州経済産業局 地域経済部 技術振興課	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎本館 TEL:092-482-5464	福岡、佐賀、長崎、 熊本、大分、宮崎、 鹿児島
沖縄総合事務局 経済産業部 地域経済課	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館 TEL:098-866-1730	沖 縄

e-Rad (府省共通研究開発管理システム) に関する問い合わせ先

。Dodou プニスク	TEL0120-066-877
e-Rad ヘルプデスク	(受付時間:土曜・日曜・祝祭日・年末年始を除く 9:30 ~ 18:00)